

《平成 29 年度》

「地域構想推進美観事業」
(京都府観光関連施設修景支援補助金)
募集要領

京都府では、平成29年度「地域構想推進美観事業」として、地域構想の戦略拠点において、地域のマスタープラン等に基づき、統一感のある魅力的な景観形成に資する観光関連施設*の外装改修等(新築等を伴うものを含む)に取り組む事業者のみなさんを支援することとし、本募集要領及び京都府観光関連施設修景支援補助金交付要綱に基づき以下のとおり募集を行います。

※観光関連施設；宿泊施設、飲食店、土産物等販売店、観光集客施設、観光案内所等

- 申請期間 平成29年4月3日(月) ～ 7月31日(月)
(受付時間：上記期間中の平日(※)の午前9時～正午、午後1時～午後5時)
- 府の窓口・問合せ先

観光関連施設の所在地	府の窓口・問合せ先
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府商工労働観光部観光政策課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 電話 075-414-4843
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 電話 0774-21-2103
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 電話 0771-23-4438
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 電話 0773-62-2506
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 電話 0772-62-4304

京 都 府

商工労働観光部観光政策課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
電話 075-414-4843

1 対象となる事業者

府内における観光関連施設の所有者、管理者又は占有者（これらに新たになろうとする者を含む。）で、観光関連施設の外装改修等を行う企業、団体又は個人が対象です。

* 次のいずれかに該当するときは対象となりません。

- (1) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 対象事業者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（(6)に該当する場合を除く。）に、府が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

2 対象となる事業

府内において実施する観光関連施設の修景を対象とします。

(注1) 観光関連施設とは、宿泊施設、飲食店、土産物等販売店、観光集客施設、観光案内所等で、相当数の観光客が利用又は利用する見込みのある施設をいいます。

(注2) 修景とは、魅力ある景観形成に資する建築物等の外観に係る修繕、模様替え又は色彩の変更等（新築、増築又は改築を伴うものを含む）の行為をいいます。

なお、対象施設が地域構想における戦略的な拠点エリアにあつて、関係者によって設置されたまちづくり委員会等が策定したマスタープラン等に基づいた修景であることを要件とし、7の推薦を必要とします。

(注3) 修景事業の施工業者が、補助対象事業者の子会社等、関連がある場合は、補助対象外となることがあります。

[対象とならないもの]

- ・ 同一事業について、府の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合
- ・ 行政庁の許認可等が必要な事業で取得の見込みが十分ではない事業

3 対象となる経費

申請事業の実施に直接必要な経費で、上記2の修景に要する経費とし、内部工事、設備、備品、土地等に係る経費は原則対象外です。

[対象経費に含まれるもの（例）]

- ・ 外壁及び屋根に係る工事費（下地に要する工事費含む）
- ・ 外部建具、軒庇周りに係る経費
- ・ 塀、垣等の工作物に係る経費

- ・ 景観を阻害している広告物、設備等の除去、遮蔽又は改善に係る工事費
- ・ 設計費、監理費（全体の経費を修景に係る経費の割合で按分）

[対象経費に含まれないもの（例）]

- ・ 内部、構造体等（外観と密接な関連を有するものを除く）に係る工事費
- ・ 電気・給排水・冷暖房設備等の設備（外観と密接な関連を有するものを除く）に係る経費
- ・ 船舶、自動車、機械、備品等の動産に係る経費
- ・ 土地の購入費、土地の賃借料、用地の造成費用
- ・ 劣化により必要となった単なる補修工事費
- ・ 住宅と事業用建物が一体となっている施設にあつては、住宅用部分に係る経費
- ・ 公租公課（消費税など）、振込手数料、支払利息、建物の登記費用・官公署に支払う手数料等

4 対象事業期間

交付決定日～平成30年3月31日（土）

対象事業期間中に、発注・契約、納品・工事完了及び引き渡し、支払（決済）の全てが完了したものが補助対象となります。

したがって、補助金の交付決定日前に発注・契約など事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることはできません。

ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合に、別に定める事前着手届を予め知事に提出したときは、この限りではありません。なお、事前着手届出を提出する場合でも事前着手ができるのは交付申請書の提出日以降となります。

○事前着手届<第3条の2関係>

5 補助率

補助率は補助対象経費の15/100（15%）以内とします。

ただし、以下の特例措置の場合に限り、通常の1.5倍の補助率の適用が可能となります。

【特例措置】

複数の施設間で統一した修景を実施する場合において、本事業の趣旨に即したのものとして知事が認めるときは、22.5/100（22.5%）以内とします。

この場合、2以上の異なる事業者において、複数の施設間で統一した修景〔注〕を実施する内容の申請を同時期に行う必要があります。

〔注〕 景観として連続性が認められる範囲において、複数の施設間で、色調やデザイン等明白な統一性をもって連携して行う外観改修等

6 補助金額

1事業あたりの補助金額は500万円以内とします。同一敷地内の複数の建築物等が対象となる場合は合算します。また、1事業あたりの補助金額が30万円以上であることが必要ですので、補助対象経費が200万円以上の事業が対象となります。

なお、補助金は、予算の範囲内で交付されますので、補助金額の減額又は、不採択場合があります。

7 市町村からの推薦

本補助制度では、地域構想における戦略拠点において、関係者によって設置されたまちづくり委員会等が策定したマスタープラン等に基づいた修景であることを要件としています。

そのため、申請に当たっては、地元の市町村が作成した推薦書の添付が必要ですので、お早めに市町

村へ御相談ください。

8 申請手続等

① 提出書類

○印の書類を正副1部ずつ提出してください。

書類名	区分	法人 団体	個人事業者
交付申請書（様式第1号）		○	○
事前着手届（補助金交付決定前に、事業に着手する場合のみ）		○	○
工事等の内容を明らかにする図面、見積書、現況写真等		○	○
3期分の決算書 ^[注] 又は確定申告書の写し		○	○ ※左記の書類がない場合は、税務署の受理印のある「個人事業の開廃業等届出書」の写しを提出してください
会社（事業）概要		○	○
法人登記事項証明書		○	—
市町が作成した推薦書及びマスタープラン等		○	○
府税に滞納がないことの証明書		○	○
【補助率の特例措置を受けようとする場合のみ】複数の施設間での統一した修景である旨の申立書（連名）、位置図、図面等		○	○

[注] 貸借対照表、損益計算書又はそれらに類する書類

交付申請書等の様式は、京都府のホームページからダウンロードできます。

（ホームページアドレスは作成後記入）

また、申請書受付窓口でも交付申請書等の様式を配布します。

なお、提出書類の返却はいたしません。また、申請資格、申請内容などに偽りがあった場合は、受付後であっても申請は取り下げてくださいか又は却下となります。

② 申請の受付

持参（郵送は不可）

受付場所：【京都市、向日市、長岡京市、大山崎町】

京都府商工労働観光部観光政策課（電話 075-414-4843）

【宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村】

京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室（電話 0774-21-2103）

【亀岡市、南丹市、京丹波町】

京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室（電話 0771-23-4438）

【福知山市、舞鶴市、綾部市】

京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室（電話 0773-62-2506）

【宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町】

京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室（電話 0772-62-4304）

- ③ 受付期間 平成29年4月3日（月） ～ 平成29年7月31日（月） 17：00（厳守）
※ 締切日までに推薦書の作成が必要となりますので、お早めに市町等に御相談ください。

9 審査及び結果の通知

申請内容について、

- ① 地域構想のコンセプトとの合致、まちづくりマスタープラン等における位置付け
- ② 地域の統一的な魅力ある景観への寄与
- ③ 持続的な観光誘客効果
- ④ 地域経済への波及効果

等を中心として総合的に判断し、厳正に審査を行い、採否を決定します。

なお、審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめ御承知ください。

審査結果につきましては、府から申請者あて文書により通知します。

また、採択事業については、プレス発表など必要に応じて、事業名称、申請者、施設名等を公表します。

10 事業内容の変更、中止又は廃止

事業計画等を途中で変更、中止又は廃止をする場合は、変更承認申請書等を提出し、事前に承認を受けることが必要です。軽微な変更の場合は事業変更承認申請は不要ですが、あらかじめ御相談ください。

- 変更承認申請書 <第2号様式>
- 中止（廃止）承認申請書 <第3号様式>

11 実績の報告

事業終了後20日以内又は平成30年3月31日（土）のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

- 実績報告書 <別記第5号様式>

12 補助金の支払い

補助金の支払いは、補助事業の終了後に行います（精算払）。

※ 事業終了後の完了検査に合格する必要があります。

※ 支払時期：検査終了後速やかに行います。

13 その他

- ① 補助事業者が補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）等に違反する行為等をされた場合には、補助金の交付決定の取消し、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ② 補助事業者は、補助事業終了後10年間、必要書類を保存してください。

14 スケジュール

- 8月下旬（予定） 京都府観光関連施設修景支援補助金意見聴取会議
9月中下旬（予定） 補助金交付決定